

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分 に係る連絡（平成19年4月分）について

本日、北陸電力㈱から、連絡基準に係る覚書連絡区分（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する事象の平成19年4月分の連絡があった。

連絡のあった事象は、以下のとおり。

定期検査中の志賀2号機で、4月11日に実施した、非常用ディーゼル発電機の性能試験において、当該発電機を所内用の電源系統につなげたところ、

当該発電機の出力を上げるための操作が遅れたことにより、電流が発電機の方へ逆流することを防止するための装置が働き、発電機が自動的に停止した。

非常用ディーゼル発電機は、正常に停止しており、また、北陸電力では、この件を受け、試験の手順を改善している。

なお、本事象は、安全上問題となるものではなく、外部への放射能による影響はない。

参考) 北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/mreport/index.html>

平成19年5月10日 原子力安全対策室 県庁内線 4234 直 通 076(225)1465
---